

第 62 号議案

損害賠償の額の決定及び和解することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、次のとおり市道事故による損害賠償の額を決定し、和解することについて、議会の議決を求める。

1 賠償の相手方

2 事故の概要

平成 30 年 1 月 29 日午後 3 時 30 分、市道大無礼平川線における豊後大野市緒方町平石 245 番地先にて相手方車両が走行中、路面陥没が発生し、路面陥没部分に相手車両の右側後輪がはまり込み、タイヤ等を破損したものである。

3 損害賠償額	3,607,197 円
上記金額の内訳	
(1) 高所作業車修理費	730,804 円
(2) 高所作業車救出費	546,653 円
(3) 休車損害	2,329,740 円

平成 30 年 6 月 11 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

損害賠償の額を決定し、和解したいので、この案を提出するものである。